

令和4年度教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程
の認定後に計画を変更した教職課程について（報告）

令和4年度教職課程の認定後（令和4年11月25日）から令和5年度の教職課程が開始するまで（令和5年3月31日）の間に、やむを得ない事由により次の①～③に該当する事項の変更が生じた大学について、書類審査を行い、最終的に全て「可」と判定しましたので御報告します。

- ① 専任教員を変更する場合
- ② ①に伴い、専任教員の担当授業科目を変更する場合
- ③ ①に伴い、専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合
 - ・ 国立大学の学部学科等の課程 9大学
 - ・ 公立大学の学部学科等の課程 1大学
 - ・ 私立大学の学部学科等の課程 18大学
 - ・ 国立大学の大学院研究科専攻等の課程 7大学
 - ・ 私立大学の大学院研究科専攻等の課程 2大学
 - ・ 私立短期大学の専攻科の課程 1大学

計 38大学

<変更理由>

健康上の理由による退職、家庭の事情による退職、他大学への転出 等

<参考>

教職課程認定審査運営内規（抄）（平成13年7月19日教員養成部会決定）

6 教職課程の認定後に教育課程を変更する場合の取扱いについて

- (1) 教職課程の認定後から翌年度の教職課程が開始するまでの間に、やむを得ない事由により次の各号に該当する事項の変更が生じた場合においては、変更の可否（可、保留（取り下げ勧告を含む。））について書類審査を行う。
 - ① 専任教員を変更する場合
 - ② ①に伴い、専任教員の担当授業科目を変更する場合
 - ③ ①に伴い、専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合
- (2) 書類審査においては、「3 書類審査」を準用する。
- (3) 変更可否の結果は、部会に報告する。